

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年1月23日(2014.1.23)

【公開番号】特開2011-129120(P2011-129120A)

【公開日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2011-026

【出願番号】特願2010-278694(P2010-278694)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/22 (2012.01)

G 06 T 1/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 2 6 Z

G 06 T 1/00 3 4 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月4日(2013.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

公共区域(14)の監視領域(12)内の一又は複数の登録者(11, 13)の歩行特性を監視するためのシステム(10)であって、

前記公共区域(14)の前記監視領域(12)内に位置づけられたビデオ・カメラ(18)を含む識別装置(16)と、

前記監視区域(14)内の1以上の個人の取得された識別情報を、登録段階中の各登録者の取得された識別情報と比較することにより、前記監視区域(14)内の1以上の個人から前記登録者を特定して、該1以上の個人が前記登録者であるか否か決定するように構成され処理装置(20, 26)と、

登録段階中に各登録者のサンプル歩行特性を測定するように構成された歩行監視装置(22)であって、前記処理装置(20, 26)が前記1異常の個人の1人が前記登録者であると特定したときに、監視段階中に各登録者の歩行特性を測定するように構成された歩行監視装置(22)と、を有し、

前記識別装置(16)は、前記公共区域(14)の前記監視領域(12)に入った潜在的な登録者に対し、前記監視領域(12)内での登録者を監視するための同意を要求する表示を自動的に行い、同意の受領に応じて登録者の登録を行うように構成され、

前記登録は、登録段階中に、前記登録者の識別情報を取得するために前記監視区域(12)内の所定の場所に移動するように前記登録者に自動的に要求することを含み、

前記識別装置(16)は、前記登録段階の後の監視段階中に前記監視領域に入った個人の識別情報を取得するように構成され、

前記処理装置は更に、登録者の測定された歩行特性を、以前に測定された歩行特性及びサンプル歩行特性の内の少なくとも1つと比較して、該測定された前記登録者の歩行特性が安全性閾値を越えているか否か決定するように構成されていること、
を特徴とするシステム(10)

【請求項2】

更に、それぞれの登録者(11, 13)の測定された歩行特性が安全性閾値を越えたことに基づいた警告信号を、前記歩行監視装置(22)から受け取るように構成された警告装

置（28）と、

前記歩行監視装置（22）から前記測定された歩行特性データと前記測定された歩行特性のそれぞれの登録者識別情報とを受け取って記憶するように構成された表示装置（30）であって、更に、選択可能な期間にわたる選択可能な登録者の測定された歩行特性の傾向報告（32）を生成するように構成されている表示装置（30）と、
を含んでいる請求項1記載のシステム（10）。

【請求項3】

前記識別装置（16）がビデオ・カメラ（18）を含んでおり、その場合、前記登録段階中に、前記登録者（11，13）は、前記識別情報として顔の画像を取得するために前記ビデオ・カメラの視野内に顔（34）を位置決めするように催促され、また前記識別情報は前記処理装置（20）のメモリに記憶される、請求項2記載のシステム（10）。

【請求項4】

前記歩行監視装置（22）は検知装置（24）を有し、該検知装置は個人の歩行特性を検出するように構成されており、前記登録者（11，13）は前記サンプル歩行特性を測定するために監視区域（12）内を動くように催促され、また各々のそれぞれの登録者（11，13）についての前記サンプル歩行特性は前記処理装置（26）のメモリ内に記憶される、請求項2または3に記載のシステム（10）。

【請求項5】

個人が監視区域（12）に入ったとき、前記ビデオ・カメラ（18）は個人の顔の画像を取得するように構成され、且つ該取得された顔画像を、処理装置（20）のメモリ内にある登録者（11，13）の記憶された顔画像と比較するように構成されており、また、前記識別装置（16）は、取得された顔画像が登録者（11，13）の記憶された顔画像に対応することに基づいて、歩行監視装置（22）に作動信号を送るように構成され、そこで前記歩行監視装置（22）は、作動信号を受け取ったとき、監視区域を通って移動している個人の測定された歩行特性を測定して記憶し、該測定された歩行特性及び識別情報を表示装置（30）へ送り、また該測定された歩行特性が安全性閾値を越えた場合に警告信号を警告装置（28）へ送るように構成されている、請求項4記載のシステム（10）。

【請求項6】

前記識別装置（16）は、取得された顔画像が登録者（11，13）の記憶された顔画像に対応していないことに基づいて、何らの行動も起こさないように構成されており、従って、歩行監視装置（22）は監視区域（12）を通って移動している個人の歩行特性を測定しない、請求項5記載のシステム（10）。

【請求項7】

前記検知装置（24）は、ライダー、ビデオ、レーダー、能動赤外線及びスマート・フロア技術の内の少なくとも1つを組み込んでいる、請求項4記載のシステム（10）。

【請求項8】

前記識別装置（16）は、システムに含まれることに同意するように登録者（11，13）に催促するように構成されている、請求項1乃至7のいずれかに記載のシステム（10）。

【請求項9】

測定された歩行特性が安全性閾値を越えたことを含む警告装置（28）における受け取った警告信号とそれぞれの登録者（11，13）とに基づいて、表示装置（30）は、登録者の任意の将来起こり得る合併症を診断するために、選択可能な期間にわたるそれぞれの登録者（11，13）の測定された歩行特性の傾向報告（32）を出力するように構成されている、請求項1乃至8のいずれかに記載のシステム（10）。

【請求項10】

公共区域（14）の前記監視区域（12）は、前記登録者が前記システムとは関係のない理由で頻繁に通り抜ける廊下である、請求項1乃至9のいずれかに記載のシステム（10）。